

当院では特定看護師が働いています

また、厚生労働省「特定行為に係る看護師の
研修制度」の協力施設です

特定看護師とは

厚生労働省が認可している「特定行為に係る看護師の研修」を修了した看護師のことを言います。

これまで医師にしかできなかった特定の医療行為（特定行為）を医師と相談し、実施することができます。



患者さんの状態に応じ、
医師が来る前に素早く対応し、
細やかな調整をすることができます。
看護師によって、できる医療行為は
違います。

患者さんは特定看護師の医療行為を断る権利があります。
特定看護師についてご相談がある場合には下記患者相談窓口
をご利用下さい。

患者相談窓口

場 所：管理棟 1 階 医療支援センター



地方独立行政法人 広島市立病院機構
広島市立広島市民病院
Hiroshima City Hiroshima Citizens Hospital

- 1.持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- 2.脱水症状に対する輸液による補正
- 3.持続点滴中のカテコラミン投与量の調整
- 4.持続点滴中のナトリウム、カリウムまたはクロールの投与量の調整
- 5.持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- 6.持続点滴中の糖質輸液または電解質輸液の投与量の調整
- 7.持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
- 8.感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- 9.経口用気管チューブまたは経鼻用気管チューブの位置の調整
- 10.侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 11.非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 12.人工呼吸器管理がなされているものに対する鎮静薬の投与量の調整
- 13.人工呼吸器からの離脱
- 14.直接動脈穿刺法による採血
- 15.橈骨動脈ラインの確保
- 16.硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整

当院の特定看護師
が行える行為



地方独立行政法人 広島市立病院機構
広島市立広島市民病院
Hiroshima City Hiroshima Citizens Hospital